

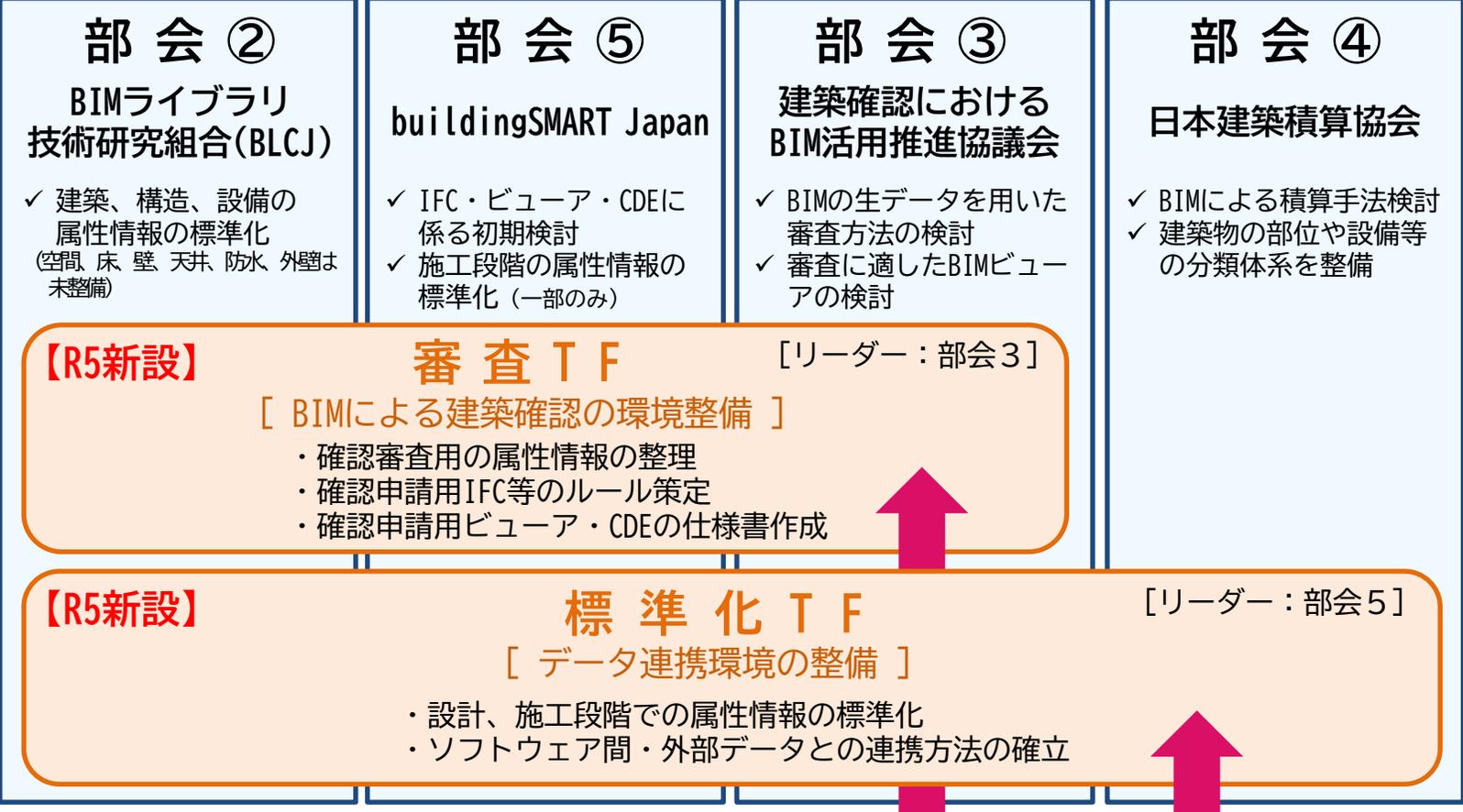
# 建築BIM環境整備部会(部会①) 令和6年度の検討状況について

---

令和6年12月25日

○部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化

BIMの形状と属性情報の標準化    BIMの情報共有基盤の整備    BIMを活用した確認検査の実施    BIMによる積算の標準化



[維持管理・運用段階におけるデジタル化] は別途検討

- ✓ TFの運営・実施
- ・ 関連部会の主要メンバーで構成 (必要に応じて関係団体)
- ・ ロードマップに基づきワークと役割分担を整理



- ✓ 戦略WGの運営・実施
- ・ 定期的に各TFの進捗を管理

2023年度 (R5)

2024年度 (R6)

2025年度 (R7)

成果

審査  
TF

- ・BIM図面審査における  
**審査を定義**  
(整合性確認省略のデータ要件、PDF形式の図書・IFCデータを用いた審査方法等)
- ・BIM図面審査に用いる  
**確認申請用CDEシステムの仕様書を作成**  
(クラウドシステムとしての機能要件を整理)

- ・BIM図面審査のための  
**ガイドライン・マニュアル案、ツール案等を作成**  
(確認申請図書作成、審査等)
- ・**確認申請用CDEシステムを構築**  
(仕様書に基づき開発①)

- ・BIM図面審査運用に向けた**準備**  
(ガイドライン・マニュアル、ツール等の完成と、これらを活用した周知・準備等)
- ・**確認申請用CDEシステムを構築**  
(仕様書に基づく開発②および電子申請受付システムとの連携)

**BIM図面  
審査開始**

標準化  
TF

- ・対象とするオブジェクトの  
**網羅的な枠組みを整理**
- ・標準パラメタリストとして  
**部位毎/工種毎に属性情報を整理**

- ・標準パラメタリストと  
**その利用方法の公開**
- ・ユースケースの検討と、  
**社会実装を図るための中間ファイル等の策定**

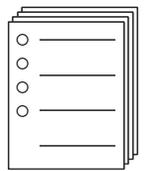
- ・ユースケースとしての  
**概算を含む外部データとの連携の試行**

**異なる  
ソフト間で  
支障なく  
データ連携  
できる環境**

## ■BIM図面審査の概要イメージ

### ○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「表記」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、BIMデータを作成

作成にあたり、参考テンプレートを使用することが可能（使用は必須ではない。）



BIMデータ  
(オリジナルデータ)

BIMデータからIFCデータ(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力



一部の図書はCAD等で作成しPDF化(②-2)  
(BIM由来でない図書)



申請者 (設計者)

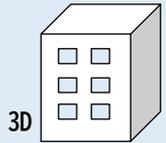


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

①IFCデータ※2

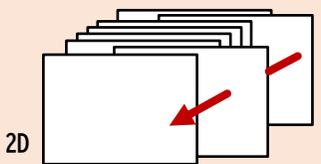


3D

審査対象外 (参考扱い)

審査対象

②PDF形式の図書  
(従来と同様の申請図書)



2D

整合性確認※3 (一部を省略)

設計者チェックリストによる申告に基づき、一部の整合性確認を省略

③設計者チェックリスト

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が申告する書類

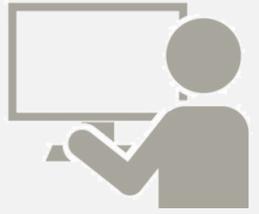


BIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用



審査

審査者



- 整合性の確認
- 明示事項の審査
- 法適合の審査

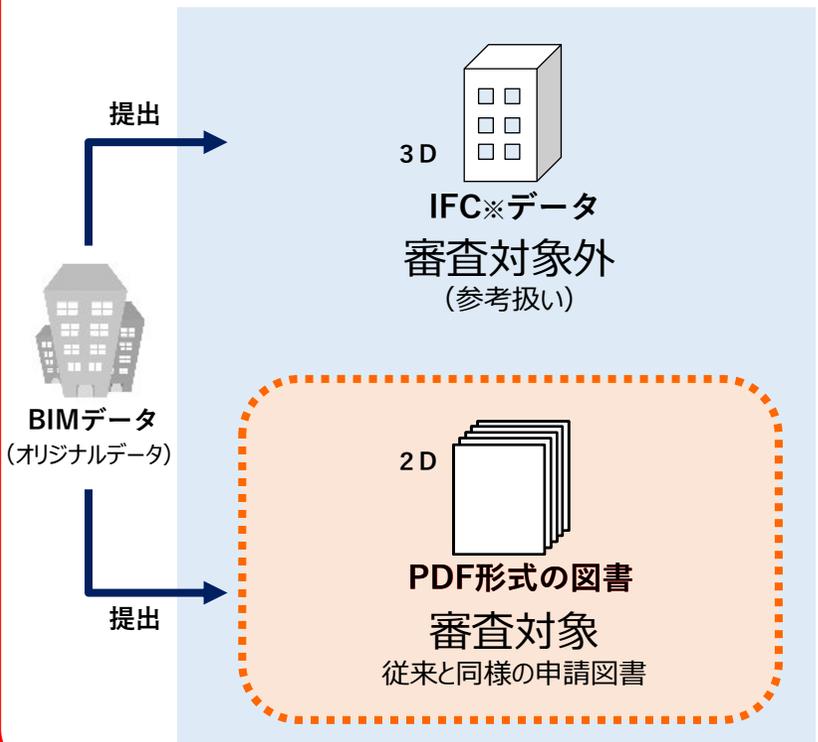
整合性の確認を省略する範囲を確認

- ※1 国土交通省の支援により整備が進められている確認申請用CDEの審査環境を標準とする。
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数個所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

## BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

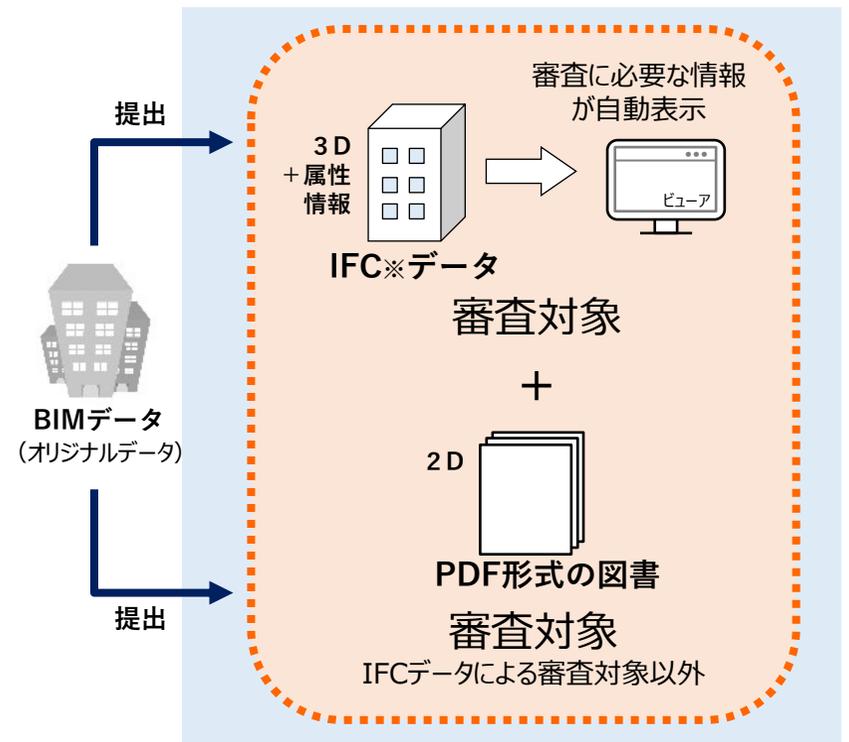
2026年春 開始 → 2027年度 全国展開



## BIMデータ審査

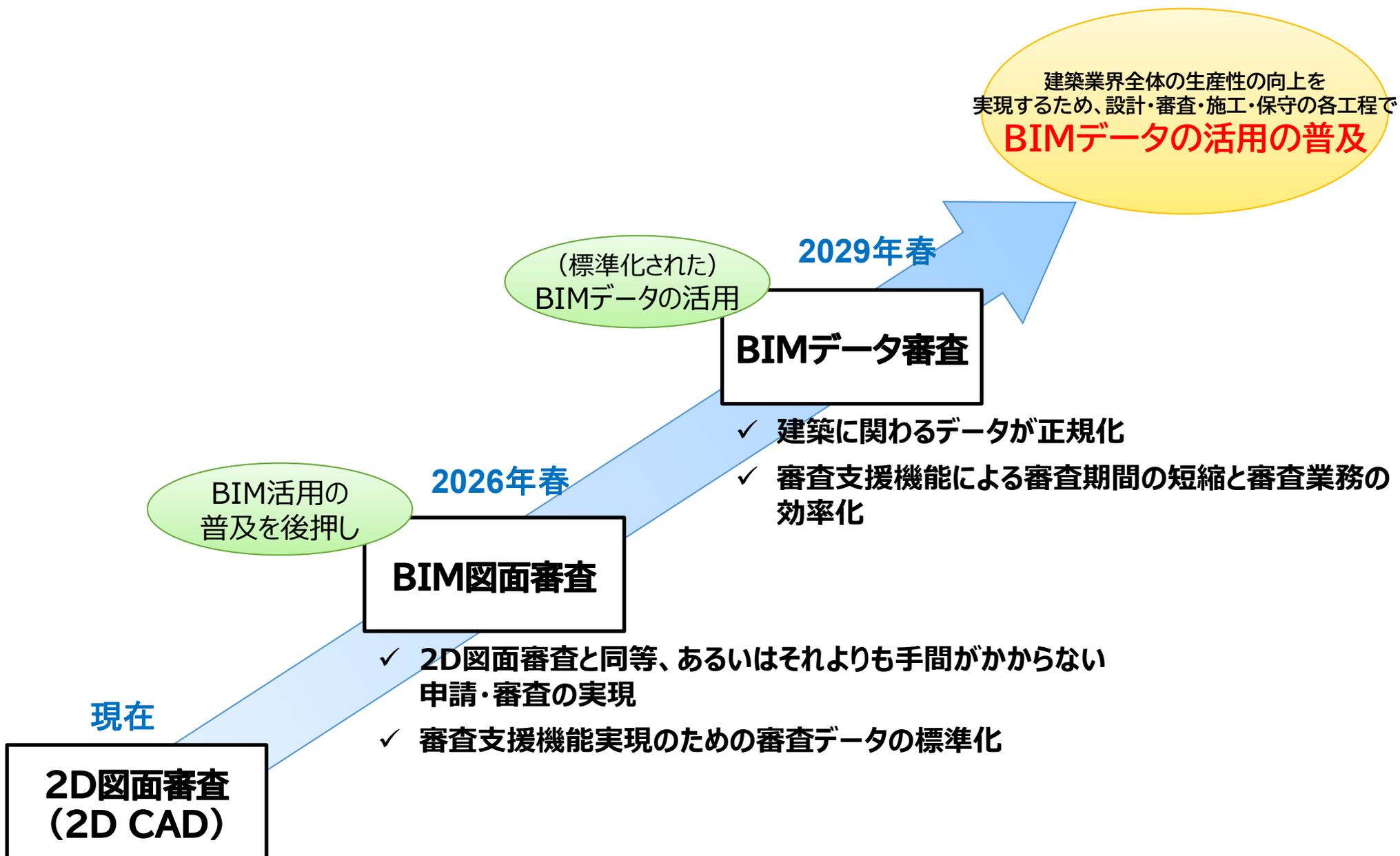
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春 → 将来像  
IFCデータを活用した審査対象を順次拡大



※ IFC : BIMの共通ファイルフォーマット

■ : CDE上での提出範囲    ■ (点線) : 審査対象範囲 5



全体工程	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境整備部会 (部会1)	第6回 5/9 ○検討体制 ○工程表、タスク一覧		第18回 7/18 ← ガイドライン(素案)、入力基準(素案)、設計者チェックリスト(素案)等の意見照会		第19回 10/30 ← 標準パラメータリスト(たたき台)意見照会(作成に協力した協力関係団体には7~9月に事前実施)		第20回 12/18		第21回 3/18		
	第7回戦略WG 7/10 ○TFからの進捗報告 ○進捗確認 等		第8回戦略WG 10/18 ○TFからの進捗報告 ○進捗確認 等		第9回戦略WG 12/18 ○TFからの進捗報告 ○進捗確認 等		第10回戦略WG 3月頃 ○TFからの進捗報告 ○進捗確認 等				

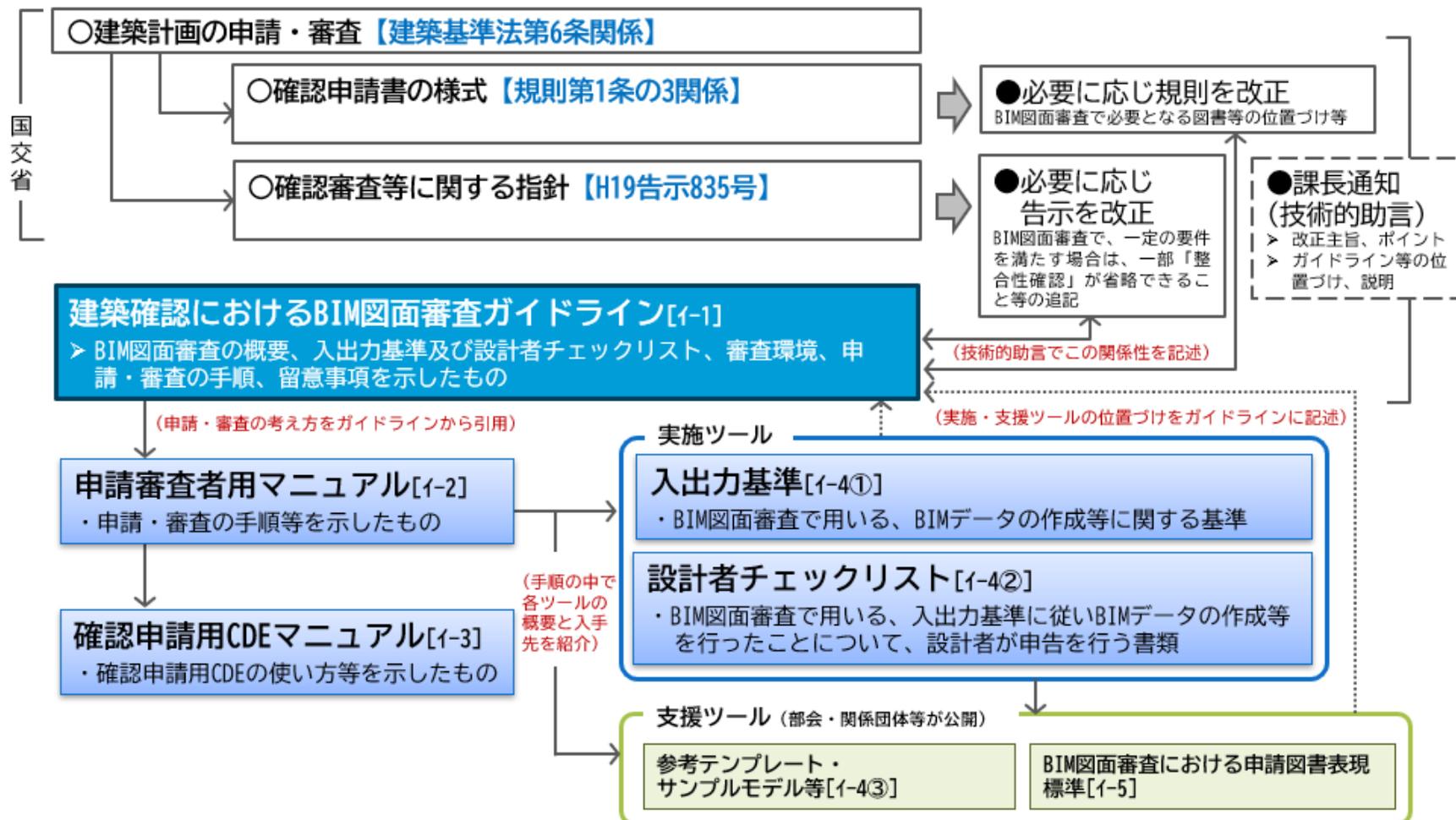
進捗報告の内容(案) ※主要なものを記載しており下記以外の進捗報告もTFの判断により行う。

	第7回戦略WGの報告内容	第8回戦略WGの報告内容	第9回戦略WGの報告内容	第10回戦略WGの報告内容
審査TF	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドライン(素案)</li> <li>○入出力基準(素案)</li> <li>○設計者チェックリスト(素案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請・審査マニュアル構成案</li> <li>○確認申請用CDEの進捗(外部設計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドライン(意見照会反映)</li> <li>○入出力基準(意見照会反映)</li> <li>○設計者チェックリスト(意見照会等反映)</li> <li>○BIMデータ審査の進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドライン(案)</li> <li>○入出力基準(案)</li> <li>○設計者チェックリスト(案)</li> <li>○申請・審査用マニュアル(素案)</li> <li>○確認申請用CDEの進捗(内部設計)</li> <li>○BIMデータ審査の定義(案)</li> <li>○BIMデータ審査用IFC・CDEプロトタイプ</li> </ul>
標準化TF	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工程表、タスク一覧</li> <li>○標準パラメータリストの進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準属性項目リスト(たたき台)</li> <li>○ソフトウェア間での連携に関する検討の進捗状況</li> <li>○外部データとの連携に関する検討の進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準属性項目リスト(素案)</li> <li>○ソフトウェア間での連携に関する検討の進捗状況</li> <li>○外部データとの連携に関する検討の進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準属性項目リスト(案)</li> <li>○ソフトウェア間での連携に関する検討成果(連携仕様書)</li> <li>○外部データとの連携に関する検討成果(連携仕様書)</li> </ul>

## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 1 (抜粋)

### 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果 (案)

#### ■ ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ



■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 1 (抜粋)

## 意見照会の概要

■ 関係団体等別 意見を提出した社・団体数、意見数

関係団体・部会名	意見を提出した社・団体数	意見数		
		①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン(素案)	②入出力基準・設計者チェックリスト(素案)	③その他
(公社) 日本建築士会連合会	23	82	93	16
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	34	59	34	18
(公社) 日本建築家協会	17	110	98	13
(一社) 日本建築構造技術者協会	9	92	78	8
(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	3	6	10	0
(一社) 建築設備技術者協会	12	59	62	9
日本建築行政会議	213	458	145	47
(一財) 日本建築センター	1	18	18	0
(一社) 日本建設業連合会	8	51	43	5
(一社) 全国建設業協会	54	67	22	13
(一社) 日本電設工業協会	3	3	2	0
(一社) 日本空調衛生工事業協会	3	12	3	1
(一社) 住宅生産団体連合会	10	43	34	14
(公社) 日本ファリティマネジメント協会	1	1	0	1
BIMライブラリ技術研究組合	8	25	24	2
(一社) 日本建築学会	8	74	113	9
(一社) 建築・住宅国際機構	1	0	0	0
建築確認におけるBIM活用推進協議会	11	111	56	5
不明	13	44	40	3
合計	432	1,315	875	164

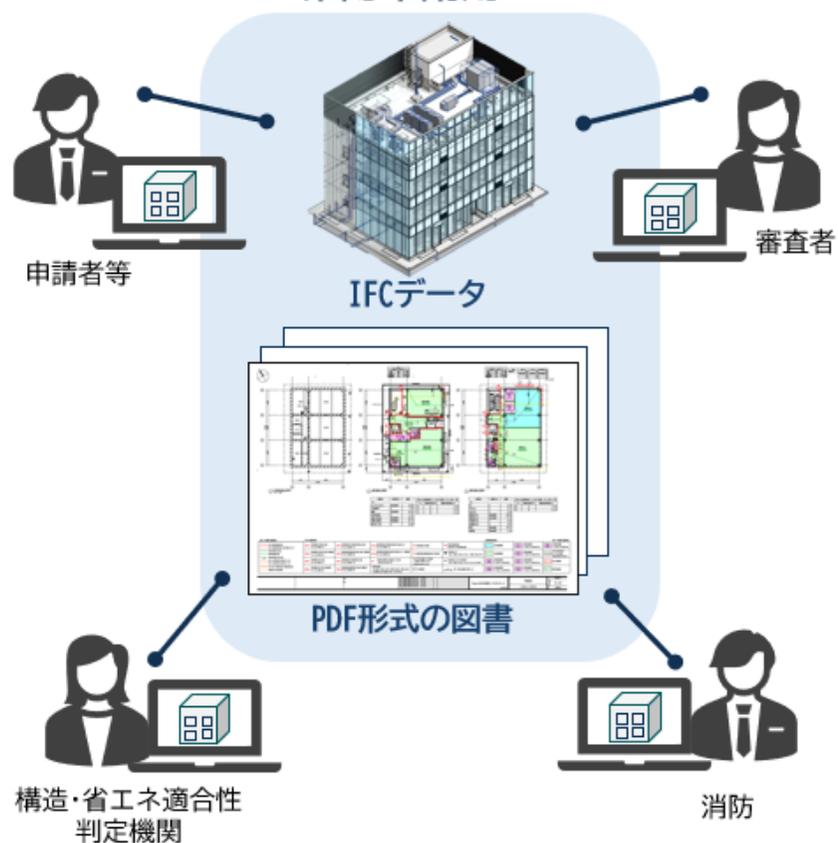
※意見を提出した社・団体数及び意見数には重複を含む。また意見数には「特になし。」等を含む(空欄は含まない)。

■第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 1 (抜粋)

## ICBA確認申請用CDEの仕様について

BIM図面審査に用いる確認申請用CDEの機能は、仕様書に沿って開発を進めており、詳細については検討中です。

### 確認申請用CDE



確認申請用CDEのイメージ

### 確認申請用CDE機能一覧 (予定)

1	申請書情報閲覧機能 (ICBA電子申請受付システム等より)
2	申請図書アップロード機能
3	申請図書ダウンロード機能
4	PDFデータ差分チェック機能
5	メール送信機能
6	プロジェクトデータ管理機能
7	ファイルのバージョン管理
8	コミュニケーション機能 (チャット等)
9	ビューイング機能 (IFC, PDF, 画像)
10	マークアップ機能 (PDF, 画像)
11	操作LOG機能
12	書類保管機能
13	ステータス設定機能
13	ユーザー管理機能
14	ユーザー認証機能
15	権限管理機能

出典：国土交通省 建築BIM推進会議HP 令和6年5月10日公開

「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver. 1.00 Rev. 1.00a

## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)

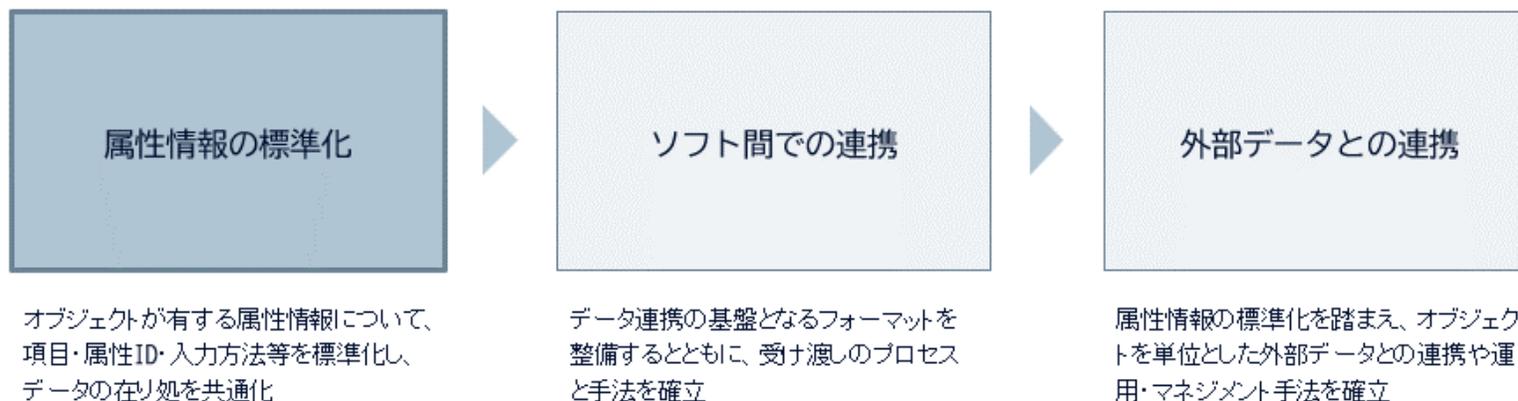
### 目的

本タスクフォースにおける「標準化」とは

建築生産のフローすべてをルールで雁字搦めにするのではなく、必要もしくは当たり前部分を属人化されることなく共通認知できるようにするための参照点として整理することを目的としています。

そのため、これまで各企業で進めていた標準化の取り組みを阻害するものではありません。

各企業においては引き続き標準化の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。



「標準属性項目リスト」は、「用語の定義」と「用語のマッピング」を目的としており、辞書的な活用を可能とするものです。将来的には、使い方の例示（ユースケース）を増やして、ソフト間及び外部データとの連携の指針として提示する予定です。

## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)

標準属性項目リストの位置付け

標準化TF

### 標準属性項目リストの構成

属性情報の標準化として、網羅的且つ辞書的に使用する「標準属性項目リスト」の整備を進めてまいりました。アウトプットとして、「標準属性項目リスト」だけではなく、各属性項目の説明をまとめた「属性項目解説書」と全体の流れをまとめた「概要書（本書）」の3つのドキュメントを公開いたします。

#### 概要書



(本資料)

- 概要書
- 付録：用語集

#### 標準属性項目リスト



- 標準属性項目リスト
  0. 統合
  1. 意匠
  2. 構造
  3. 設備
  4. 施工・製作 ※

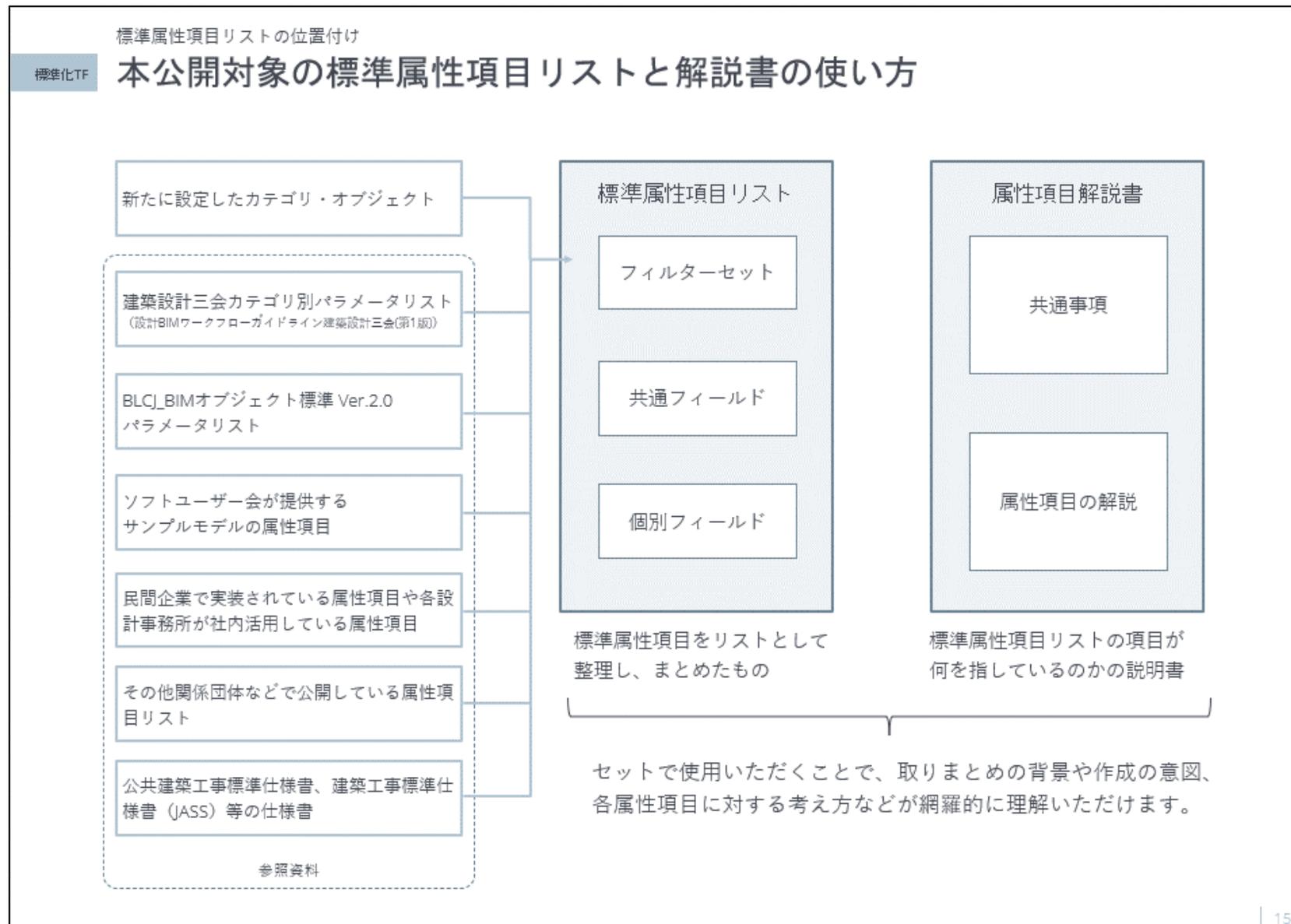
#### 属性項目解説書



- 解説書
  0. 共通
  1. 意匠
  2. 構造
  3. 設備

※「施工・製作」における工種別は、ユースケースの一部としてとりまとめるため、素案ではユースケースの参考として提示いたします。

## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)





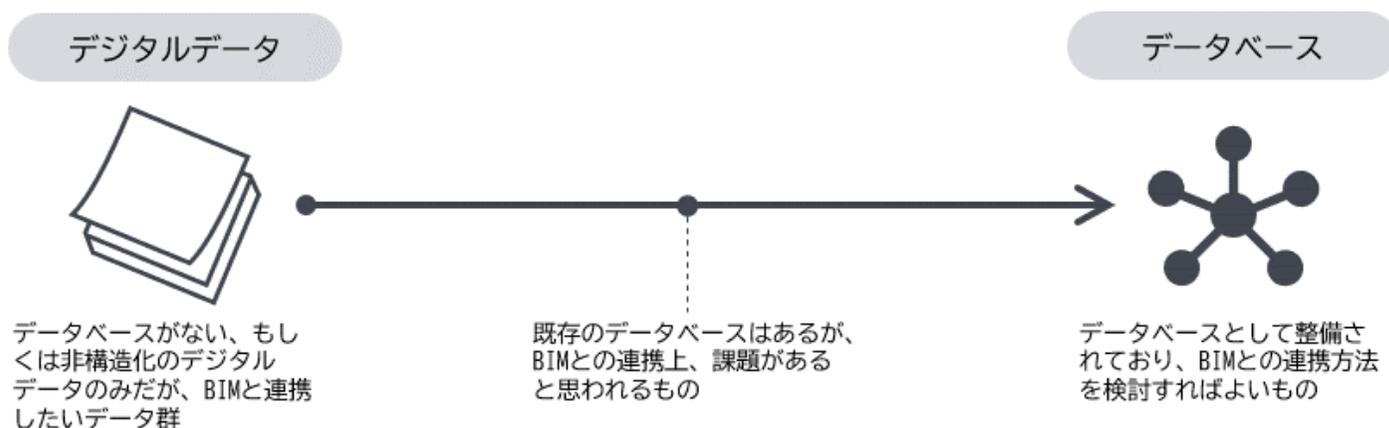
## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)

### 作業イメージ

第20回建築BIM環境整備部会資料  
再掲

「外部データ」は「BIMの外にあるデータ」と定義し、検討を進めていきます。  
 現在どのような外部データが存在し、現在の状況とBIMデータとどのように連携させるのか、外部データの活用方法をシーンごとに検討していきます。

#### 外部データの整理イメージ

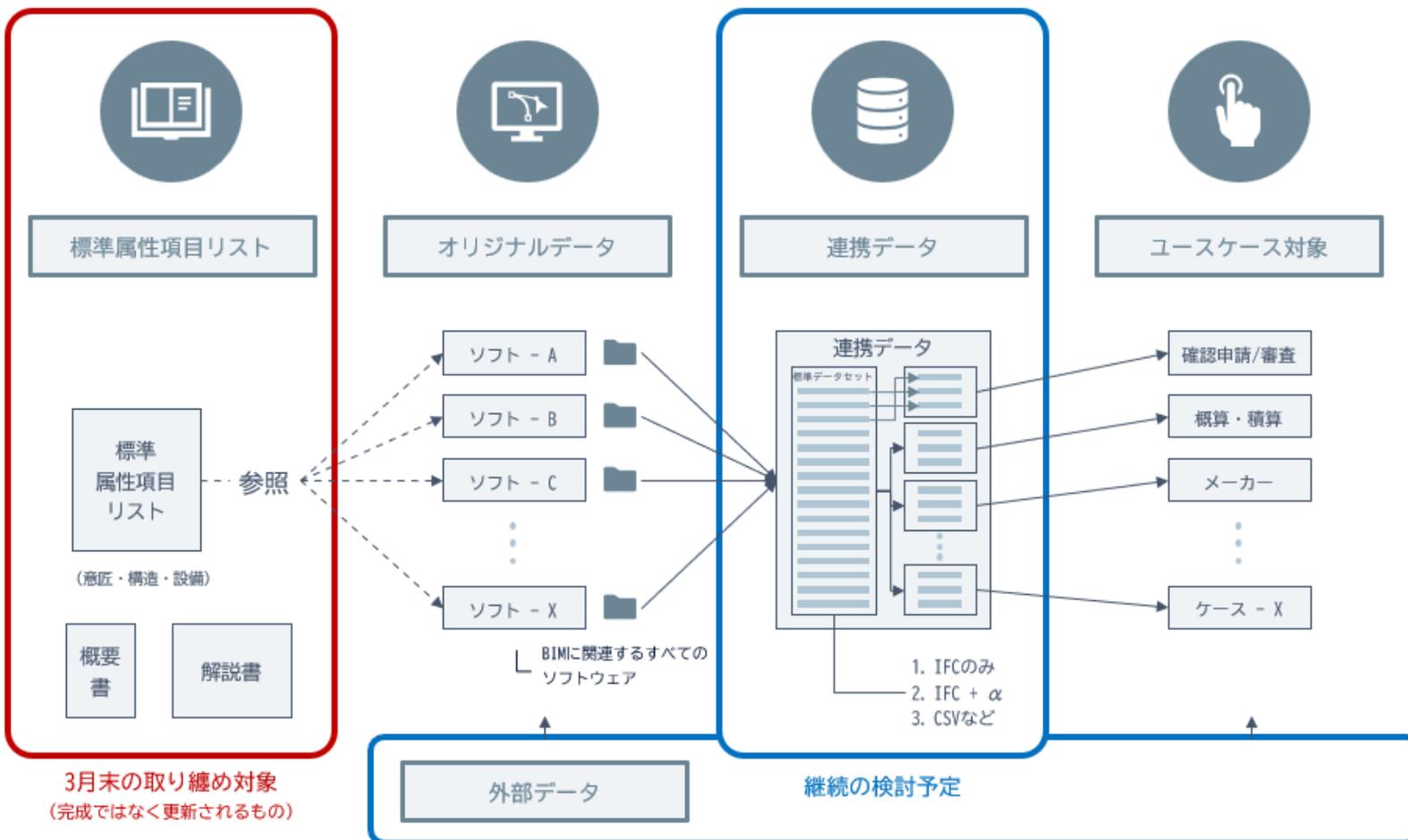


## ■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)

### スコープ

以下のスコープで検討を進めています。

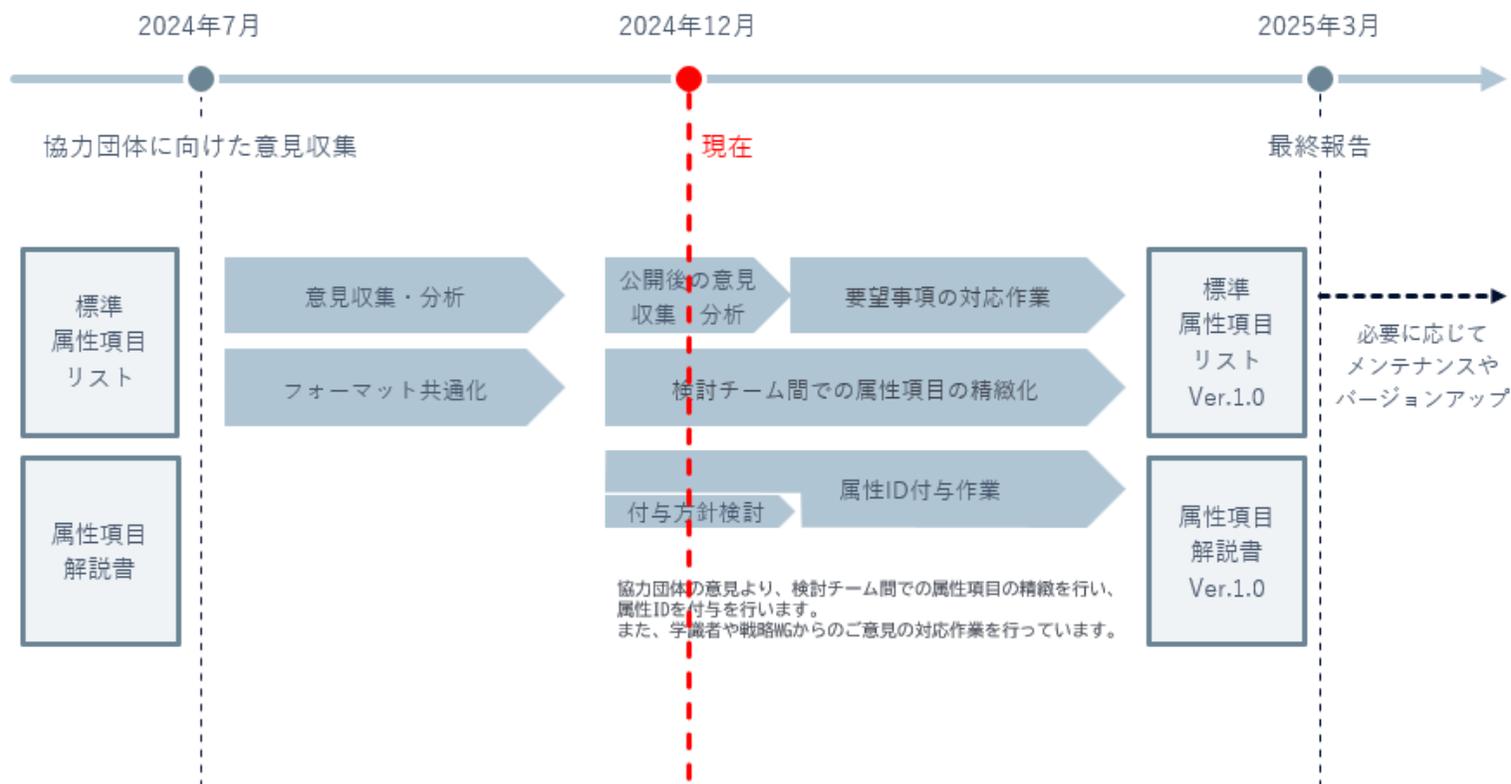
今後の連携データの検討においては、フォーマットの検証とともにサンプルモデルをベースに検討を進めています。



## ■第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 2 (抜粋)

### 今後の検討内容について

関係団体や一般企業、学識者からの意見をとりとめて、反映すべき内容は取り入れる予定です。情報の精緻化、各検討チームにおけるフォーマットの統一などを行い「標準属性項目リスト Ver. 1.0」として提示予定です。その後は、必要に応じてメンテナンス及びバージョンアップが必要と考えます。



## 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

※ LOD/LOI、BIMマネージャー、設計変更への対応、業務報酬、竣工モデルの定義、施工技術コンサルティング、設計責任と契約、著作権

- ・ 各部会・関係団体等の検討成果も踏まえ、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。

## 2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映

- ・ BIMによる建築確認の環境整備
- ・ データ連携環境の整備
- ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化

- ・ 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。

## 3. その他反映すべきもの

- ・ ガイドラインに反映すべきものについて、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。
- ※ EIR・BEP、ISO・諸外国のガイドライン、ガイドラインの位置づけ 等

# 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

項目	論点（案）	改定の方向性（案）
① LOD/LOI	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した指標（定義）を定めるべきであるか。</li> <li>各段階における成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した指標（定義）やルールを定めることの必要性も含めそのあり方について検討を行う。</li> </ul>
② BIMマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMの活用に必要な役割を整理した上で、必要な職能とその名称について検討を行う。</li> </ul>
③ 竣工モデルの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竣工モデルも含むBIMの成果物の目的、定義、作成者について、従来の成果品との関係を整理した上で、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>
④ 施工技術コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMを活用したワークフローにおいて、施工技術コンサルティングが果たす役割・責任についてどのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>
⑤ 著作権	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMデータに係る著作権等の取扱いや課題を整理した上で、BIMによるワークフローに対応した契約のあり方について検討を行う。</li> </ul>
⑥ 設計責任と契約	<p>(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。</li> <li>BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来に向けて、設計図書に代わりBIMデータによる契約が行われる場合の課題の整理を行いつつ、現時点では、副次的な成果物として取扱う際の契約のあり方について検討を行う。</li> </ul>
⑦ 設計変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMを活用したワークフローにおいて、設計変更が生じた場合の対応は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>
⑧ 業務報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMを活用した建築設計・工事監理等に係る業務報酬についてどのようにあるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務報酬については、別途、基準のあり方についての議論を行うこととしており、そこでの議論の状況を踏まえて、必要に応じ連携して検討する。</li> </ul>

# 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

項目	論点	既存の検討成果やプレヒアリングでの意見（主なもの）	改定の方向性（案）
① LOD/LOI	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した指標（定義）を定めるべきであるか。</li> <li>各ステージにおける成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者間のコミュニケーションツールとして、分かりやすい共通の詳細度の指標が必要ではないか。</li> <li>設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）における業務ステージ別の詳細度を指標として活用してはどうか。</li> <li>統一した指標・ルールを定めることは難しいのではないか。プロジェクトの性格に応じてEIR、BEPで合意すべきではないか。</li> </ul> <p>&lt;既存の検討成果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）、設計三会</li> <li>設計BIMモデル作成ガイド（第1版）、日建連</li> <li>BIMマネージャー・コーディネーター読本、土会連</li> <li>LOD Specification, BIM FORUM</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した指標（定義）やルールを定めることの必要性も含めそのあり方について検討を行う。</li> </ul>
② BIMマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BIMマネージャー、BIMコーディネーター、BIMモデラーの役割を明記する必要がある。</li> <li>BIMマネージャーには、社内での役割とプロジェクトでの役割がある。</li> <li>発注者、設計者、施工者、維持管理・運用者など各主体に応じてBIMマネージャーの役割・職能は異なる。</li> <li>まずは、BIMに関連する役割を整理した上で、それをもとに職能や名称を決めるのがよいのではないか。</li> <li>日本の建設プロセスでは、プロジェクトの段階によって担う人物が変わる、或いは多様な組み合わせがある点で国際的な役割の定義と異なる。</li> </ul> <p>&lt;既存の検討成果（主なもの）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BIMマネージャー・コーディネーター読本、土会連合会</li> <li>施工BIMのスタイル、日建連</li> <li>The BIM Manager, bSJ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMの活用に必要な役割を整理した上で、必要な職能とその名称について検討を行う。</li> </ul>

# 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

項目	論点	既存の検討成果やプレヒアリングでの意見（主なもの）	改定の方向性（案）
<b>③ 竣工モデルの定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確認申請モデルを修正したものを竣工モデルと定義してはどうか。</li> <li>竣工モデル、確認申請モデル、維持管理・運用モデルなどが混在しており、それぞれの成果物の目的、定義を示すべきである。</li> <li>成果物やその目的は、発注者がEIRとして示すべきである。</li> <li>竣工モデルの呼称についても検討すべきである。</li> </ul> <p>&lt;既存の検討成果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）、設計三会</li> <li>設計施工一貫方式におけるBIMワークフロー、日建連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>竣工モデルも含むBIMの成果物の目的、定義、作成者について、従来の成果物との関係を整理した上で、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>
<b>④ 施工技術コンサルティング</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIMを活用したワークフローにおいて、施工技術コンサルティングが果たす役割・責任についてどのように考えるか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注方式に応じ、施工者の関与方法は異なる。</li> <li>施工技術コンサルティングの役割・責任は、ECI方式に準じた上で、BIM特有の課題について整理していくことが考えられる。</li> <li>施工者の設計段階への参画は当然に行われていることから、BIM特有の課題と解決方法を示すべきである。</li> <li>従来の営業的側面での設計協力といった曖昧な契約でなく、明確なコンサルティング契約を締結すべきである。</li> <li>施工技術コンサルティングの呼称についても、必要に応じ検討すべきである。</li> </ul> <p>&lt;既存の検討成果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計施工一貫方式におけるBIMワークフロー、日建連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>

# 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

項目	論点	既存の検討成果やプレヒアリングでの意見	改定の方向性 (案)
<p>⑤ 著作権</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。</li> </ul>	<p>＜プレヒアリングでの意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIMデータに係る著作権の基本的な考え方は、従来の設計図書と同様。ただし、属性情報等が含まれているため、データベース著作物に該当する可能性がある。</li> <li>・ BIMデータは、従来の設計図書よりも情報が多く含まれることから、秘密保持について、より留意が必要である可能性がある。</li> <li>・ BIMデータの著作権に関する議論は、進んでいない。</li> <li>・ ネイティブデータでの納品は、自社のノウハウが流出する恐れがあるため、難しい面がある。</li> <li>・ データの二次利用・三次利用に起因するトラブルを懸念している。</li> <li>・ オープンデータとして提供した場合における、責任の所在についても議論するべきである。</li> </ul> <p>⇒ 他方でBIMの効果は、広くデータが連携・活用されることで発揮。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIMデータに係る著作権等の取扱いや課題を整理した上で、BIMによるワークフローに対応した契約のあり方について検討を行う。</li> </ul>
<p>⑥ 設計責任と契約</p>	<p>(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。</li> <li>・ BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。</li> </ul>	<p>＜プレヒアリングでの意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書とBIMモデルが成果物として共存している状況では、いずれが正であるかも含め、責任のあり方が課題となる。</li> <li>・ 当面は、BIMモデルが正となるのではないか。</li> <li>・ BIMが普及しても、設計図書がなくなることは当面ない。</li> <li>・ 海外では責任範囲を契約で詳細に定めるが、日本の商慣習になじむかどうか疑問である。</li> <li>・ 他業種の協働に係る責任範囲の明確化が必要ではないか。</li> <li>・ 設計責任や契約については、EIR、BEPで合意すべきものである。</li> </ul> <p>＜既存の検討成果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIM図面審査では、申請図書が正であり、同時に提出するIFCデータは参考扱い。(BIMデータ審査では、BIMデータそのものを審査の対象とする方針。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来に向けて、設計図書に代わりBIMデータによる契約が行われる場合の課題の整理を行いつつ、現時点では、副次的な成果物として取扱う際の契約のあり方について検討を行う。</li> </ul>

# 1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

項目	論点	既存の検討成果やプレヒアリングでの意見	改定の方向性 (案)
<b>⑦ 設計変更への対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIMを活用したワークフローにおいて、設計変更が生じた場合の対応は、どのようにあるべきか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般図レベルまでであれば変更は対応しやすいが、BIMモデルの詳細度が高い場合、設計変更の手間は大きい。</li> <li>・ 全てのモデルを変更することは困難である場合もあるため、設計変更により、モデルの数が増えてしまうことが問題である。</li> <li>・ 発注方式も踏まえ、設計変更をBIMモデルで誰が行うのかといった点が論点となるのではないか。</li> <li>・ 方向性として、業務ステージを越えた設計変更は望ましくない。</li> <li>・ 変更図作成の主体とワークフローを整理すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。</li> </ul>
<b>⑧ 業務報酬</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BIMを活用した建築設計・工事監理等に係る業務報酬についてどのようにあるべきか。</li> </ul>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準業務を行い成果図書を作成する上では、BIMを活用する場合であっても、従来と考え方は変わらない。</li> <li>・ BIMに特化した業務報酬基準を定めるべきある。それには、BIMに関する標準業務を定義することが必要である。</li> <li>・ BIMを導入することにより業務量が増えている現状では、BIMにより業務を行う場合の報酬と、BIMによる付加価値については切り分けて考えるべきである。</li> <li>・ 設計費用が、増加したとしても全体として効率化し費用が低減されれば、BIMによる発注も行いやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務報酬については、別途、基準のあり方についての議論を行うこととしており、そこでの議論の状況を踏まえて、必要に応じ連携して検討する。</li> </ul>

## 2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映

### 2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映

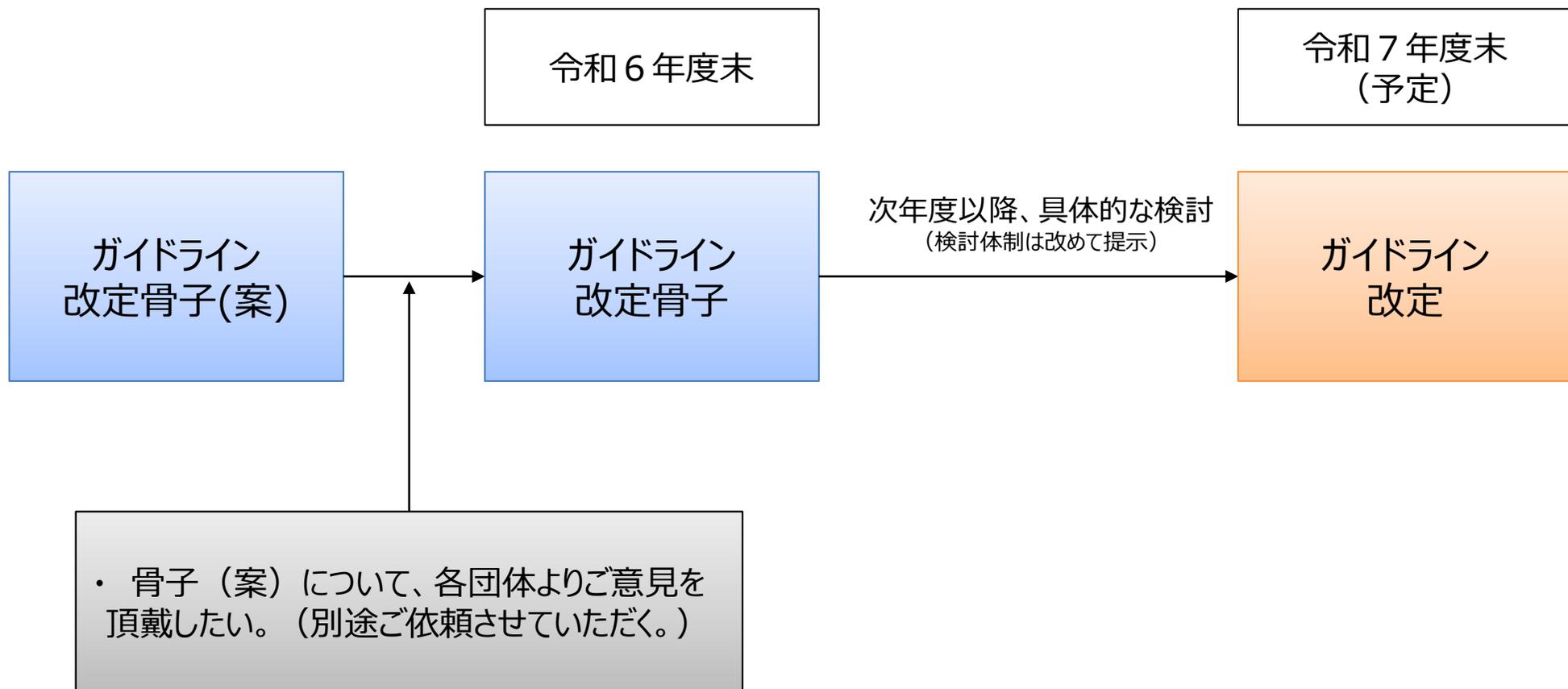
- ・ BIMによる建築確認の環境整備
- ・ データ関係環境の整備
- ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化

- ・ 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。

- ・ 検討成果を踏まえ、位置づけや反映すべき内容について検討を行う。

### 3. その他反映すべきもの

項目	既存の検討成果やプレヒアリングでの意見	改定の方向性（案）
<p><b>その他</b>            ※ISOや諸外国のガイドラインとの関係整理 ほか</p>	<p>&lt;プレヒアリングでの意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EIRの役割が重要となる。</li> <li>・ ガイドラインがどのような位置づけ、どこを目指すのかについて整理する必要がある。</li> <li>・ ガイドラインの対象について、住宅や地方での活用も想定するなど、裾野を広げた内容とすべき。</li> <li>・ ガイドライン第2版では情報量が多いため、必要な内容に圧縮すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISOや諸外国のガイドラインとの関係を整理しつつ、データ連携に関する内容を中心に反映すべき内容の検討を行う。</li> <li>・ 『①ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映』に関し、EIR、BEPに反映すべき項目を整理する。            ※ EIR、BEPをガイドラインに位置づける必要性についても検討。</li> <li>・ 本ガイドラインの位置づけや、各部会・関係団体の作成するガイドライン・資料等との関係について整理を行う。</li> <li>・ 裾野の拡大について検討を行う。</li> <li>・ そのほか、記載内容の充実・圧縮すべき事項について検討を行う。</li> </ul>



## ○建築分野におけるBIMの活用・普及状況を確認するため、下記の実態調査を実施

### ➤ アンケート名

- ・ BIMの活用状況・普及拡大に関するアンケート

### ➤ 調査目的

- ・ 現時点での建築分野におけるBIMの活用状況や活用における課題等を把握・整理し、過年度調査との比較することにより、普及状況と今後の普及に向けた課題について分析する。（調査A）
- ・ また一部の設問について、過年度調査から対象を広げた調査を実施することにより、より実態に即したBIMの導入状況等を把握・整理する。（調査B）

### ➤ 回答期間

- ・ 令和6年12月中・下旬～約1ヶ月程度【P】

### ➤ 調査対象

- ・ 建築BIM推進会議に参加する下表13団体の会員。
  - \* 調査A：過年度調査において、各団体が調査票を配布した会員。（参考：令和4年度調査の配布数：2,552）
  - \* 調査B：新たに本調査にご協力頂く各団体の会員（調査Aの対象以外）

### ➤ 実施方法

- ・ 各団体に、調査A・Bごとに回答頂く会員の配布数の整理・配布等へのご協力を依頼（特に団体ごとに、各会員の関係部署単位での回答を依頼）
- ・ 配布：Email（Excel調査票を各団体から配布）
- ・ 回収：Email（Excel調査票を事務局宛てに送付）

### ➤ 回収後のスケジュール

- ・ 第21回建築BIM環境整備部会において、主要項目の調査結果について報告を予定。

団体名		回答依頼部署
設計関係 団体 (7団体)	(公社) 日本建築士会連合会	意匠設計関連部署
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	
	(公社) 日本建築家協会	
	(一社) 日本建築構造技術者協会	構造設計関連部署
	(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	設備設計関連部署
	(一社) 建築設備技術者協会	
	(公社) 日本建築積算協会	積算業務関連部署

団体名		回答依頼部署
施工関係 団体 (4団体)	(一社) 日本建設業連合会	①設計関連部署 ②施工関連部署
	(一社) 全国建設業協会	施工関連部署
	(一社) 日本空調衛生工事業協会	空調衛生工事関連部署
	(一社) 日本電設工業協会	電気設備工事関連部署
維持管理 ・発注者 関係団体等 (2団体)	(一社) 住宅生産団体連合会	戸建住宅関連部署
	(公社) 日本ファシリティマネジメント協会	ファシリティマネジメント関連部署